



2009年5月6日

大阪地方検察庁による当社子会社執行役員に対する 郵便法違反による起訴処分と、今後の対応につきまして

本年4月16日、郵便法違反容疑により逮捕されました当社子会社博報堂エルグの執行役員が、6日、大阪地方検察庁より、大阪簡易裁判所に起訴されました。

当社としましては、この事実を真摯に受け止め、世間の皆様はもとより、博報堂エルグを通じたご提案により、多大なご迷惑をおかけする結果となったベスト電器様ならびに関係者の皆様、日本郵政グループ様、とりわけ郵便事業株式会社の皆様に、深くお詫び申し上げます。また、制度の趣旨に則り、当該郵便制度を利用されてきた障害者団体の皆様、お取引先の皆様にも、重ねてお詫び申し上げます。

本件につきましては、法令の理解・遵守は言うに及ばず、それ以前に業務を道義的・社会通念的視点から検討する姿勢に欠けており、制度の趣旨を逸脱する結果につながったと考えております。

当社グループでは、法令遵守はもちろんのこと、社会の一員として高い意識でのコンプライアンス実現を目指してまいりましたが、そうした意識が、当社及び子会社の現場にまで、十分に浸透しておりませんでした。また、当社と子会社との連携についても、十分に機能しておりませんでした。深く反省すると共に、改めて当社グループ全体に徹底を図ってまいります。

下記のとおり、当社グループのコンプライアンス担当責任者の処分を行い、他の関係者の処分については、公判の行方を見て検討してまいります。また、以下の再発防止策を決定しております。これらを徹底・継続し、再度こうした事態を繰り返さないように、努力をしてまいります。

【処分】

以下の役員3名について、月額報酬の10%を三ヶ月間返上とする。

代表取締役社長

取締役副社長

取締役常務執行役員

全社コンプライアンス推進担当

国内グループ事業局担当・営業統括コンプライアンス推進担当

【再発防止策】

1. 国内グループ会社コンプライアンス会議の設置
グループ会社のコンプライアンス・リスク管理体制を整備する。
2. 国内グループ会社コンプライアンス研修の実施
博報堂本社従業員に対して、既に実施しているコンプライアンス研修と同等の研修を国内グループ会社各社にも実施することで、社会から求められるより高いコンプライアンス意識を醸成・浸透させる。
3. 内部監査部門によるグループ各社の定期監査の強化・徹底
4. グループ会社役職員に向けた、不正行為「通報窓口」の設置
5. 博報堂にビジネスコンプライアンス局新設
社内の各所に存在していた下請法対応や建設業法対応等をはじめとする現業系のコンプライアンス推進体制を一元化し、全社のコンプライアンス体制を強化。
6. 博報堂全社コンプライアンス研修（昨年より導入済み）
管理職、一般社員、派遣スタッフ、常駐スタッフを含めた全職員に対し実施。

今後、当社グループを挙げて、信頼の回復に努力して参る所存です。

以上

本件に関するお問い合わせ

博報堂	広報室	寺島・小澤
	TEL	03-6441-6161
	FAX	03-6441-6166